

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 令和6年度第1回水戸市三の丸市民センター運営審議会
- 2 開催日時 令和6年6月27日（木）午前10時00分から11時20分まで
- 3 開催場所 水戸市三の丸市民センター
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員
浅野利光, 岡田浩, 池田清美, 関幹生, 岩田純子, 鈴木宏一
 - (2) 執行機関
浅川勝彦, 小林久美子
 - (3) その他
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 令和5年度三の丸市民センター利用状況について (公開)
 - (2) 令和6年度三の丸市民センター運営方針及び重点目標(案)について (公開)
 - (3) 令和6年度三の丸市民センター事業計画について (公開)
 - (4) その他 (公開)
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数
0名
- 8 会議資料の名称
令和6年度第1回水戸市三の丸市民センター運営審議会

9 発言内容

執行機関

本日は大変お忙しい中、令和6年度第1回水戸市三の丸市民センター運営審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

はじめに、運営審議会の概要について説明いたします。

お手元の一枚ものの資料を御覧ください。水戸市市民センター条例の一部を抜粋したものでございます。市民センターの設置目的として第2条に「市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため設置する。」と定めがございます。本審議会につきましては、水戸市市民センター条例第10条に基づき市長又は市教育委員会の諮問に応じて審議するため、市民センターごとに置かれ、市の附属機関の会議として議事録作成し、公表される会議ですので、よろしく願いいたします。

それでは、水戸市三の丸市民センター運営審議会を始めさせていただきます。

本日は、会長が選出されるまでの間、事務局にて進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

はじめに、本日の出席状況を報告いたします。

水戸市市民センター条例第12条第2項の規定により、本審議会は「委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない」となっております。本日は、6名の委員のうち6名の方が出席されておりますので、本会は成立しております。

続きまして、お手元の一枚ものの資料を御覧ください。会長及び副会長の選出に移らせていただきます。水戸市市民センター条例第11条第3項の規定によりまして、「委員の互選により会長及び副会長を置く」ことになっております。

選任方法等については、いかがいたしましょうか。

事務局案でございますが、会長は___委員、副会長は___委員とさせていただきますと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

執行機関

それでは、委員の皆様にご了承いただきましたので、会長は、___委員、副会長は、___委員と決定させていただきますと存じます。

それでは、条例第12条第1項の規定により、「会長は、会議の議長となる。」とありますので、以降の進行は___委員をお願いいたします。

___委員、よろしく願いいたします。

議長

議事に入る前に、議事録署名人を私から御指名させていただきます。___委員、___委員をお願いいたします。

協議に移ります。次第に基づき進めてまいります。

次第の3協議 (1) 令和5年度三の丸市民センター利用状況について、事務局より説明をお願いします。

執行機関

(資料に基づき、(1) 令和5年度三の丸市民センター利用状況について説明。)

議長

ただいま、御説明がありました。何か御質問御意見がありますか。

特になければ(1)について承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、(2) 令和5年度三の丸市民センター運営方針及び重点目標(案)について、事務局より説明をお願いします。

執行機関 (資料に基づき、(2) 令和5年度三の丸市民センター運営方針及び重点目標(案)について説明。)

議長 ただいま、御説明がありました。何か御質問御意見がありますか。
特になければ(2)について承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、(3) 令和5年度三の丸市民センター事業計画について、事務局より説明をお願いします。

執行機関 (資料に基づき、(3) 令和5年度三の丸市民センター事業計画について説明。)

議長 ただいま、御説明がありました。何か御質問御意見がありますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、(4) その他 ア 健康マージャンについて、事務局より説明をお願いします。

執行機関 (資料に基づき、(4) その他 ア 健康マージャンについて説明。)

議長 ただいま、御説明がありました。アの健康マージャンは、三の丸高齢者クラブ連合会の活動の一環として、市民センターの使用条件を踏まえた形で実施するかどうかについて、御意見等をいただきたいと思えます。

委員 健康マージャンは、高齢者クラブ会員の要望を受けて提案しました。マージャンには悪い印象がありますが、隔週に1回、時間を決めて行うなど、会員に決まり事を徹底させてやっていきたいと思えます。高齢者クラブの講座の中で理学療法士の方から、健康マージャンは身体によく、ぜひやってほしいとの説明も受けました。人数も10人程度から始めていき、輪投げなどと同様に2～3時間で終わりにするような考えです。

市民センターとも取り決めをして、会員に徹底させることになると思えます。

委員 市民センターでやりたいということではなく、高齢者クラブでやりたいということであれば、認めてもいいと思えます。地元でも定期的に公民館に集まって高齢者の方たちが健康マージャンを行っており、若い年代の方たちも一緒に楽しんでいる様子で公民館に集まるようになりました。

委員 きちんと段取りを組めば差し支えないと思えます。

委員 賛成します。きちんと線を引けば、高齢者クラブの活動としてやりたいことに駄目とも言えないと思えます。

委員 教育的な施設の部分があるためにいかななものかといった意見があると思えます。市民センター利用にあたり約束事を作り、高齢者の方がそれを糧に集う場になればいいのではないのでしょうか。対話や考える時間が生まれる良さがあれば、高齢者クラブの活動の一つとして入れていいと思えます。

議長 一般団体による健康マージャンは市民センターでは使えないということだと思います。委員の御意見を踏まえると、市民センター利用の約束事を決めた上で

高齢者クラブの活動として利用することかと思えます。

委員

一般団体が利用するのではなく、三の丸自治コミュニティ連合会の高齢者クラブの方のコミュニケーション手段が、健康マージャンであったということだと思えます。一人ではできないことの良さがあることを御一考いただければいいのではないのでしょうか。

執行機関

利用条件について、三の丸高齢者クラブ連合会をはじめ、三の丸自治コミュニティ連合会や関係機関等と調整・検討をしたいと考えております。

議長

委員の御意見を踏まえ、市民センターの利用条件を決めた上で、高齢者クラブの活動のひとつとして健康マージャンを行うことでよろしいのでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは、(4) その他 イ 水戸市市民センター施設予約管理システム導入に係る業務委託について、事務局より説明をお願いします。

執行機関

(資料に基づき、(4) その他 イ 水戸市市民センター施設予約管理システム導入に係る業務委託について説明。)

議長

ただいま、御説明がありました。予約システムを導入することによって省力化になりますか。

執行機関

これまでの運用でうまく回っている部分もありますが、システム導入によって業務が省力化となるよう準備しているところです。

委員

利便性を高めることが、利用者に対してなのか、行政に対してなのかを明確にしておく必要があると思えます。システムを導入しても、この先高齢社会が進む中で、システムを使うのが得意でない方に対して、どうサポートするかを明確にならないと、これまで市民センターを使用していた方が使えずに、他の地区の一般団体が多数を占めることにもなるのではないのでしょうか。駅に近く利便性が良く、予約が増えることが予想されるので、電話と窓口の予約対応が平行してできないかといったことも検討する必要があると思えます。地域コミュニティの拠点として市民センターがあるので、地域の方たちの不利益が生じないようなシステムへの移行を考えたほうがいいのではないのでしょうか。

議長

市民センターでは意見を述べる場はありますか。

執行機関

月一回所長会議で意見を述べる場があります。

議長

三の丸地区の現場の声をきちんと届けてほしいと思えます。ほかになければ、(4) その他 ウ 三の丸市民センターにおける消耗品費び印刷費等の取扱いについて、事務局より説明をお願いします。

執行機関

(資料に基づき、(4) その他 ウ 三の丸市民センターにおける消耗品費及び印刷費等の取扱いについて説明。)

議長

ただいま、御説明がありました。何か御質問御意見がありますか。

委員

これまでコピーは市民センターにお願いしていたが、これからは自分たちでコピーすることになりますか。

執行機関

関係団体の皆様の多くは、コミュニティ室のオフセット印刷機に自分たちで持込まれた用紙で印刷していただいております。

委員

事務室にあるコピー機はどのような種類になりますか。

執行機関

事務室にあるのは複合機で、コピーやFAXなど複数の機能を持ち合わせたコピー機になります。トナー代は市の公費で支出しております。関係団体の皆様からお預かりしたお金は公金外現金となりますので、事務室のトナー代に充てることはできません。

委員

公金外現金の取扱いについては、三の丸市民センターだけではなく、他の市民センターでもあり得るので、三の丸市民センター独自のガイドラインを作ったとしても、公平性に欠けるおそれがあると思います。市として市民センターの消耗品費の取扱いについてはきちんと示さないと、市民の皆様には説明ほかがつかないと思います。三の丸市民センターではきちんとやることにしても、ほかの市民センターではコピーしてくれているとなれば、きちんとやる必要があるのかといったことになると思います。これまで全ての市民センターで公金外現金をどのように取扱っていたか、どういう取扱いが望ましいか、そのことを今までの利用者にもどう説明するのか、実費なのか用紙なのか考えなければならないと思います。

執行機関

公金外現金の取扱いに関するガイドラインは、令和3年に市財政課が策定しています。

議長

支出したお金はきちんとわかるようにしてほしいと思います。

ほかになれば、以上で協議を終了いたします。